

真和志第3200号

令和8年4月7日

保護者各位

県立真和志高等学校

校長 屋宜 宣安

(公印省略)

令和7年度「県立学校家族休暇制度」保護者アンケート等の結果及び
令和8年度以降における同制度の実施について（依頼）

みだしのことについて、令和8年3月30日付け教県第2375号にて、県教育委員会教育長から依頼があります。

つきましては、下記資料を送付しますので、本制度の趣旨をご理解いただき、利用をご希望の場合は資料に従って届け出ていただくようお願いします。

記

1 保護者アンケート等の結果

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1035521.html>



2 送付資料

- (1) (写) 依頼文
- (2) 説明資料
- (3) Q&A

本件担当

県立真和志高等学校

教務 玉城 史仁

TEL:098-833-0810

FAX:098-834-5281

「県立学校家族休暇制度」実施要項

令和8年4月
県立真和志高等学校
県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 制度開始日

令和8年4月1日(水)

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

年間3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

7 取得できない日

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

例1 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例2 中間テスト・期末テスト・単元テストなど各種テストの実施日

(2) その他学校が定める日

注) 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません（高校生・高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を履修する特支高等部の生徒のみ）。詳しくはQ&Aをお読みください。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

通常の欠席届と同様に、スクリレを使用して届け出てください。その際、理由欄に「家族休暇のため」と記入してください。

10 届出期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

11 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等を行いません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

14 その他

(1)届出者・同伴者の範囲

→届出者は各校の欠席届に準ずる。

→自宅内外にかかわらず、保護者同伴を原則とする。



県立学校 家族休暇制度について

県立学校家族休暇制度とは

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業をはじめとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられています。

本制度は、保護者の責任のもとで子どもたちが平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。

制度の概要についてはこちら↓

- 県立真和志高等学校
- 沖縄県・沖縄県教育委員会



<https://pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1028654.html>

【制度の概要】

- 制度開始日
令和8年4月1日～
- 対象
全県立学校の幼児・児童・生徒
- 取得できる日数
年間3日まで
- 休暇の取扱い
出席停止・忌引等
※欠席にはなりません。
- 取得できない日
学校行事や定期テスト等がある日、その他学校が定める日
※(高校・一部の特支)取得することで出席日数不足・出席時数不足になる生徒は取得できません。
- 対象となる活動
保護者ととともに過ごす活動であれば、特に制限はありません。

詳細は
「説明資料」「Q&A」を
ご覧ください

【届出について】

- 届出の期限
取得日の1週間前までに学校へ届けてください。
- 届出の方法
欠席届と同様に、スクリレで届けてください。その際「理由欄」に「家族休暇のため」と記載してください。

行事やテストの日は取得できません。予め行事計画をご確認ください

【お問い合わせ先】

- 制度全般に関すること
県教育庁県立学校教育課
電話：098-866-2715
- 届出手续等に関すること
県立真和志高等学校
電話：098-833-0810

「県立学校家族休暇制度」Q & A

Q1 「県立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は試行期間中3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつでも取得できますか。

A3 学校行事がある日や定期テストなどがある日、その他学校が取得できない日と定める日は取得できませんので、予め行事計画表等をご確認ください。加えて、单元テストなど、行事計画表には掲載されないテストもありますので、取得を検討する際は必ず学校にご確認ください。

Q4 急きよ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 計画的な取得を奨励しており、また、学校も早めに把握する必要があることから、なるべく1週間前までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。

Q9 高校・特別支援学校の一部の生徒もともと欠席や欠課が多く、出席時数不足や出席日数不足の懸念があるのですが、取得しても大丈夫でしょうか。

A9 もともと欠席や欠課が多く、取得することにより出席時数や出席日数の規定を満たすことができなくなり、未履修や原級留置となる場合は、取得することはできません。また、取得後に出席時数不足や出席日数不足がわかった場合でも、学校は取得を取り消すことはできません。取得を検討する際は、欠席や欠課の状況を十分ご確認ください